

案件名	川島町太陽光発電施設の設置及び管理等に関する条例（案）	公表日	令和2年9月3日
<p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>お寄せいただいたご意見及びこれに対する川島町の考え方を以下のとおり公表します。</p>			
意見募集期間	令和2年7月10日から令和2年8月9日まで	意見数	4件（8項目）
意見の要旨		川島町の考え方	
①	耕作放棄地に無策の町政が主因です。意見の募集は町政の責任を放棄するものです。	本条例に直接関係のない内容であるため、回答は控えます。	
②	事業の申請時には、環境アセスメントを義務付け、審査された事業のみ開発できるようにして欲しい。環境に影響があるようなら遡ってアセスメントの義務付けをして欲しい。	資源エネルギー庁が示す太陽光発電事業計画策定ガイドラインでは、地域との共生の観点から、周辺環境への影響を考慮することとされています。ガイドラインで示されていることから、遡りも含め義務付ける規定は設けないものと考えます。	
③	町の殆どが浸水する区域（ハザードマップより）であり、太陽光パネルは洪水時には感電する恐れがあるため、ハザードマップ想定水深以上に高い台を作り、太陽光パネルが水没しないものとする制約を加える。	太陽光パネルの設置を高くすると、風・積雪・地震による影響をうけ倒壊する恐れがあり、保守点検や維持管理の作業も困難となる恐れがあるためハザードマップ想定水深以上の高い台を作る規定は設けないものと考えます。	
④	鳩山町で実施しているような事前相談書を提出するようにする。	条例施行規則（案）では、鳩山町で実施している事前相談書と同様の事前協議書の提出を義務付けるものとしています。	
⑤	事業の概要を町ホームページで公開し、町民に太陽光発電事業計画があることをいち早く知らせたい。	事前協議書の届出後、周辺関係者へ説明することとなります。町のホームページに公開することは、範囲を超えるものと考えます。	
⑥	周辺住民にだけでなく、広く周知し、誰もが説明会に参加できるよう、説明会開催案内と説明会実施報告書を町ホームページで公開して欲しい。	説明会は周辺関係者を対象とし、その範囲は施行規則により定めたものとします。誰もが参加できるようにするための公開はしないものと考えます。	
⑦	町民に広く知らせるために、事業計画届出書を町ホームページ上で公開して欲しい。	事業計画届出書の提出の際には周辺関係者の方に周知は済んでいるので、町民に広く知らせるための公開はしないものと考えます。	
⑧	事業について町民が理解を得たということを判断するために、協定書を作成するなどの基準を作りたい。	法律上、同意等を義務付けることは、合理的な理由がなければ条例で規定することは難しいと考えます。協定書の作成なども同様と考えます。	